公 益 通 報 者 保 護 制 度 要 綱

２００３年 7月１８日
日 本 弁 護 士 連 合 会

１．制度の目的・必要性

昨今、食品の偽装表示事件や、自動車のリコール隠し事件、原子力発電所のデータ改竄や事故隠しなど、内部告発を契機として企業の不祥事が明らかになる事例が相次いでいる。内部告発による市民への情報提供によって、社会の透明性が確保され、違法・不正行為の是正が実現される。

こうした内部告発の持つ意義、機能、有用性に鑑み、公益通報者（内部告発者）の保護制度をわが国においても整備する必要がある。制度の目的は、国、地方公共団体、法人その他団体・事業者（以下、これらを全て含めて「団体等」という）の業務の執行に関して、人の生命、身体、財産、及び環境を危険にさらし、その他消費者利益及び人の生命、身体、財産にかかわる国民生活上の利益（以下「消費者利益等」という）を侵害する違法行為を白日の下にさらして社会の透明性を確保し、危険を除去し、違法行為を是正させるために、これらの情報を通報した者の保護について定め、消費者利益等の擁護を図ることである。

２００３（平成１５）年５月に発表された国民生活審議会消費者政策部会報告書「２１世紀型の消費者政策の在り方について」（以下「報告書」という）も、「公益通報者保護制度を整備する必要がある」と述べている。

本来、公益通報の必要性は消費者利益等に限られないが、報告書は、昨今の消費者利益等を脅かす企業不祥事の続発に鑑み、まず、上記消費者利益等の擁護を目的として公益通報者保護制度を整備するとするものであり、よって当連合会においても、消費者利益等の擁護に関する制度として検討する。

２．対象となる情報の種類、範囲

本制度の通報及び保護の対象となる情報は、以下のとおりとすること。

（１）人の生命、身体、財産が危険にさらされたこと、さらされていること、あるいはさらされるおそれがあること。

（２）環境が破壊されたこと、破壊されていること、あるいは破壊されるおそれがあること。

（３）その他、消費者利益又は人の生命、身体、財産にかかわる国民生活上の利益に関する違法行為が行われたこと、行われていること、行われるおそれがあること。

（４）前各号のいずれかに該当する事態についての情報が故意に隠蔽されたこと、隠蔽されていること、あるいは隠蔽されるおそれがあること。

（後注）

・　「消費者利益」は人の生命、身体、財産に限らず、「安全が確保されること」、「必要な情報を知ることができること」、「適切な選択を行えること」、「被害の救済が受け

られること」、「消費者教育が受けられること」、「意見が反映されること」等に関する利益も含むとすべきである。

・　人の生命、身体、財産にかかわる国民生活上の利益とは、事業設備における事故の発生により公共の安全が阻害されないことなどや、廃棄物等により環境に悪影響が及ばないことなどを含めた広い範囲の国民の利益をいう。

３．保護の対象となる通報

保護の対象となる通報は、以下の要件を備えていること。

（１）団体等内部への通報

通報が真摯になされたものであること。

（２）行政機関への通報

次の要件をいずれも満たすこと。

①　通報が真摯になされたものであること。

②　通報の内容が真実であること又は通報時において真実であると信じるに足る相当な理由があること。

（３）行政機関以外の外部への通報

次の要件をいずれも満たすこと。

①　通報が真摯になされたものであること。

②　通報の根幹的部分の内容が真実であること、又は通報時において真実であると信じるに足る相当な理由があること。

③　専ら個人的利益を得る目的で通報したものでないこと。

④　通報の対象となった団体等の行為の内容、人の生命、身体、財産への侵害又は危険の程度、環境破壊又はその危険の程度、通報先、通報者がその外部通報先に通報するに至った事情等を考慮して、当該外部通報先への通報に相当性があること、又は通報時において相当であると信じるに足る合理的理由があること。

４．通報者の範囲

保護を受けるべき通報者の範囲は、以下のとおりとすること。

（１）団体等の職員、労働者（パート・アルバイトを含む）

（２）契約社員、派遣労働者、下請・協力事業者の労働者

（３）団体等の役員

（４）退職者（役員を含む）

（５）団体等との取引等によって通報の対象となる情報を知った者

５．通報者保護の内容

上記１ないし４の要件を満たす通報については、次の保護を受けること。

（１）４（１）の者が通報を行ったことによる解雇は無効とする。また、降格、減給等の懲戒処分や、不利益な配置転換、昇級・昇格差別等の人事上の措置、その他業務に従事させない、専ら雑役に従事させるなどの雇用環境等に関する事実上の措置を含め、一切の不利益な取扱いをしてはならない。その違反に対しては、当該団体等に

対して刑事罰を課する。

通報者は、公益通報を行ったことについて、刑事上、民事上の責任を問われない。

（２）４（２）の者が通報を行ったことによる契約解除及び通報者に対する解雇は無効とする。また、通報者に対し４（１）と同様、懲戒処分、人事上の措置、その他雇用環境等に関する事実上の措置を含め、一切の不利益な取扱いをしてはならない。

通報者は、公益通報を行ったことについて、刑事上、民事上の責任を問われない。

（３）４（３)、（４）の者が通報を行ったことに関して一切の法律上、事実上の不利益な取扱いをしてはならない。

通報者は、公益通報を行ったことについて、刑事上、民事上の責任を問われない。

（４）４（５）の者が通報を行ったことによる取引等の契約解除は無効とする。

通報者は、公益通報を行ったことについて、刑事上、民事上の責任を問われない。

（５）４の（１）ないし（５）の通報者が法律上又は契約上守秘義務を負う場合であっても、本制度による通報を妨げず、刑事上、民事上、行政上の責任を問われない。ただし、４（５）の場合において、弁護士、公認会計士、税理士、医師、薬剤師、公証人等一定の職業に就く者が、団体等との信頼関係に基づき職務上知った秘密は除く。

６．その他

（１）団体等と４（１）ないし（５）の者（以下「労働者等」という）との契約等において、労働者等に対し公益通報を妨げる目的、又は妨げる効果をもたらす守秘義務を負わせる条項は無効とする。

（２）公益通報者が特定されるおそれのある情報については、情報公開法の非開示事由とする。

（３）通報者が、違法行為に加わっている場合であっても、本制度による通報をした場合には、情状により、行政処分の減免ができることとする。

（４）通報が匿名で行われた場合においても、本制度による保護の対象とする。

公益通報者保護制度要綱提案理由

１．はじめに

昨今、企業の内部で利益追求を優先して、安全対策を疎かにしたり適法性を無視して事業を推進した結果、人の生命、身体、財産に対する深刻かつ大量の被害が発生するケースが後をたたない。製品、サービスの安全性を巡る事件においても、取引被害の事件においても同様である。

近時、このような企業内部における違法行為等が明らかになるきっかけとして、企業の労働者等や企業と取引のある者からの内部情報の通報、いわゆる内部通報が大きな役割を果たすようになっている。三菱自動車のリコール隠し事件、雪印食品や日本ハムの牛肉偽装事件、ダスキン（ミスター・ドーナツ）の食品衛生法で認められていない添加物を使用した肉まん販売事件、東京電力による原発データ改竄、事故隠し事件のいずれも内部通報により発覚している。いまや、人の生命、身体、財産を脅かす事件や環境破壊、消費者利益や人の生命、身体、財産にかかわる国民生活上の利益（以下「消費者利益等」という）に関する違法行為が明らかになるきっかけとして、内部通報が関係していないものは皆無と言ってよいほどである。

内部通報による市民への情報提供によって、社会の透明性が確保され、生命、身体、財産への危険が除去され、違法・不正行為の是正が実現される。こうした内部通報は、その公益性に鑑み、正当な行為として評価されるべきである。その一方で、民間の通報者支援団体には、これら通報者から、企業による違法行為などが真実と考えられる相当な理由があるにもかかわらず、外部に通報した場合に、職場で不利益な取扱いを受けているとの相談が多数寄せられている。

現在、公益のための内部通報者（以下「公益通報者」という）の保護制度は、アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ等において既に導入され、定着している。わが国においても、「規制改革推進３か年計画（改定）」（平成１５年３月２８日閣議決定）において、事後チェックルールの整備として、「特に公益性の高い事案（国民の健康・安全にかかわる事案、環境破壊等）については、速やかに国民に周知し、被害等の未然・拡大防止を図ることが重要であることから、内部通報者等がそれを理由とした不利益を被ることのないような仕組みの構築に向け、国民生活審議会における検討を踏まえ、内閣府は所要の措置を講ずる」とされた。このように、公益通報者保護制度は、「消費者と事業者の間の情報力格差を埋めて、消費者が外部から入手しにくい情報を開示しやすくする」（国民生活審議会消費者政策部会自主行動基準検討委員会中間報告書）し、情報公開を推進して安全で公正な社会、環境に配慮した社会を築くために、導入し実施されるべきである。

ところで、２００３（平成１５）年５月に発表された国民生活審議会消費者政策部会報告書「２１世紀型の消費者政策の在り方について」（以下「報告書」という）は、消費者利益等の擁護のための公益通報者保護制度を整備する必要があるとしている。もとより、公益通報者保護制度の整備は、単に人の生命、身体、財産や環境、消費者利益等に関わる分野にとどまるものではない。行政における違法支出、権力の濫用、大企業に

おける不正経理等、あらゆる分野において公益通報が果たすべき役割は極めて重要であり、通報者保護制度の整備が求められる。しかし、報告書は、昨今の消費者利益等を脅かす企業不祥事の続発に鑑み、まず、上記消費者利益等の擁護を目的として公益通報者保護制度を整備するとしており、当連合会としても、その議論に資するため、まず消費者利益等の擁護に関する制度として検討することとする。

なお、当連合会は、公益通報者保護制度については、昨年度から調査・研究を進め、上記審議会の「２１世紀型の消費者政策の在り方について－中間報告－」が、２００２年１２月に発表された際にも、制度設計に当たって留意すべき内容について提言した。さらに、２００３年４月３０日には、上記審議会消費者政策部会の下に置かれた公益通報者保護制度検討委員会の「とりまとめ案」に対しても、通報の範囲を法令違反に限定すべきではないこと、「保護される通報先と保護要件」について、「英国のような通報保護要件を導入することは、事実上事業者及び行政機関への通報前置となり、わが国の企業風土、産業育成を主とした行政システム、国民性に鑑みると、通報を萎縮させ事実上制度が可動しないなどの問題があり、その採用には反対せざるを得ない」との会長声明を発表してきたところである。

今般、報告書がまとめられたが、その内容は、上記「とりまとめ案」と実質的に同様のものであり、公益通報を現在よりもむしろ抑止するおそれが強い。政府は、平成１５年度内に措置するとしている（前記平成１５年３月２８日閣議決定）。

以上の情勢に鑑み、当連合会としては、上記報告書の対案として、この公益通報者保護制度要綱をとりまとめ、公表するものである。

２．あるべき公益通報者保護制度について

（１）目的

公益通報の対象となる機関としては、国、地方公共団体が含まれることは勿論のこと、あらゆる公法人、私法人を含むものとする必要がある。また、法人以外の団体、事業者も広く対象とする必要がある。

制度の目的は、国、地方公共団体、法人その他団体・事業者（以下、これらを全て含めて「団体等」という）による、人の生命、身体、財産、及び環境を危険にさらし、その他消費者利益等を侵害する違法行為を白日の下にさらして、社会の透明性を確保し、こうした危険を除去し、並びに違法行為等を是正させるために、これらの通報した者の保護について定め、消費者利益等の擁護を図ることである。

（２）対象となる情報の種類、範囲

本制度による通報及び保護の対象となる情報は、以下のとおりとする。

① 人の生命、身体、財産が危険にさらされたこと、さらされていること、あるいはさらされるおそれがあること。

② 環境が破壊されたか、されているか、されるおそれがあること。

③ その他、消費者利益又は人の生命、身体、財産に関わる国民生活上の利益に関する違法行為が行われたか、行われているか、行われるおそれがあること。

④ 前各号のいずれかに該当する事態についての情報が故意に隠匿されたか、されて

いるか、されるおそれがあること。

なお、「消費者利益」には、生命、身体、財産の侵害に限らず、「安全が確保されること」、「必要な情報を知ることができること」、「適切な選択を行えること」、「被害の救済が受けられること」、「消費者教育を受けられること」、消費者の「意見が反映されること」等に関する利益も含むとするべきである（報告書１１頁はこれらを「消費者の権利」として位置付けている）。

報告書は、基準の明確性を図るためとして、通報の対象を「消費者利益（生命、身体、財産など）を侵害する法令違反」に限定し、「法令違反の範囲については、保護される通報の範囲を明確にする観点から、消費者利益の侵害、人の健康・安全への危険、環境への悪影響に関する規制違反や刑法犯などの法令違反とすることが考えられる」として規制違反と刑法犯に限定している。

しかしながら、消費者利益や人の生命、身体、財産を侵害し、あるいは危険にさらす行為は、法令違反に限られるものではない。また、法令による規制が次々に社会に生起する消費者利益等を侵害する現実の事件に追いつかず、後から整備されてきたことに鑑みると、人の生命、健康、財産を危険から守り、消費者利益を擁護するためには、規制違反・刑法違反の場合に限らず、実質的に人の生命、身体、財産を危険にさらす行為、及び消費者利益等に関する違法行為（規制違反・刑法違反に限らず、民事不法行為上の違法行為や、消費者契約法等民事ルールの違反及びそのおそれのある場合も含む）も対象とすべきである。

また、環境の人の生活に及ぼす影響の重要性に鑑み、規制違反に止まらず環境を破壊する行為（そのおそれのある場合を含む）も、消費者利益等の保護に密接に関連するものとして対象に含めるべきである。

（３）保護の対象となる通報

産業界などからは、保護の対象となる通報の要件として、団体等内部への通報であることを原則とし、例外的に行政機関への通報を認め、行政機関以外の外部への通報については、ごく限られた場合に限るべきとの提案もあるが妥当でない。公益のために通報しようとする通報者が安心して通報でき、消費者利益等の擁護に資する実効性のある制度にするためには、行政機関以外の外部への通報も広く保護の対象とする必要がある。

通報先ごとに次のとおりとする。

① 団体等内部への通報

団体等内部への通報は、情報が外部に通報されるのではなく、その団体等内部に留まるものであるから、通報により、その団体等に対し損害や不利益を及ぼすおそれはほとんどないと言える。したがって、通報が真摯になされたものである限り、他の要件は必要なく、広く保護の対象とされなければならない。これは、英国法が、団体等内部の通報につき「真摯になされた」ものであれば保護の対象としているのと軌を一にする。

② 行政機関への通報

行政機関は、「消費者の権利を実現するための消費者政策を策定し、着実に実施する責務」を負っている（報告書１２頁）。公益通報を受けて、行政機関が適切に

権限を行使し、また必要な政策措置を講ずることにより、人の生命、身体、財産、環境を害しあるいは危険にさらす行為、又は消費者利益等を侵害する違法行為が予防され、あるいはその拡大が防止されることが期待される。この意味で、行政機関に対する通報も広く保護の対象とされる必要がある。

ただし、根拠のない通報によって団体等が不利益を受けるおそれがあるため、通報が真摯になされたものであることに加え、通報の内容がその根幹部分において真実であること、又は通報時において真実であると信じるに足る相当な理由があることを要するものとすべきである。

③　行政機関以外の外部への通報

公益通報者保護制度が有効に機能を果たすためには、団体等内部や行政機関に対する通報だけでなく、行政機関以外の外部への通報も保護の対象とする必要がある。その場合、

(ⅰ)　通報が真摯になされたものであること、及び通報の内容が、その根幹部分において、真実であること又は通報時において真実であると信じるに足る相当な理由があること。

(ⅱ)　専ら個人的利益を得る目的で通報したものではないこと。

(ⅲ)　通報の対象となった団体等の行為の内容、人の生命、身体、財産、環境、消費者利益等への侵害、危険の程度、通報先、通報者がその外部通報先に通報するに至った事情等を考慮し、当該外部通報先への通報が相当であること、又は通報時において相当であると信じるに足る合理的理由があること。

を要するものとすべきである。

この点について報告書は、行政機関以外の外部への通報については、通報が保護されるための要件として、「A.「誠実性」及び「真実相当性」の要件を満たすこと。B.事業者外部への通報が適切であること。C.通報の対象となった事業者の行為によって発生し、又は発生するおそれのある被害の内容、程度等に応じて、被害の未然防止・拡大防止のために相当な通報先であること」が必要であるとし、Bについて、「具体的には次のような場合が考えられる」として、(a)通報時において、当該労働者が事業者内部又は行政機関に通報すれば事業者から不利益な取扱いを受けると信じるに足りる相当の理由がある場合、(b)当該労働者が事業者内部に通報すれば証拠が隠滅されたり破壊されるおそれがあると信じるに足りる相当の理由がある場合、(c)当該労働者が事業者内部又は行政機関に当該問題を通報した後、相当の期間内に通報の対象となった事業者の行為について適当な措置がなされない場合、(d)通報の対象となった事業者の行為により、人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合、の４つを挙げている。

しかし、(a)については、事業者内部に内部通報の受付制度が設置されれば、その制度が真に通報者を保護する実効性のある制度であるか否かを問わず、事業者から不利益な取扱いを受けると信じるに足りる相当の理由はないとして、外部への通報は保護されないことになりかねない。(b)についても、訴訟となった場合に通報者が証拠隠滅や破壊のおそれを立証することは極めて困難である。(c)の要件についても、事業者内部や

行政機関に通報した後、相当期間、外部への通報は保護されない。しかも、匿名で通報した場合はもとより顕名の場合でも、事業者や行政機関が「相当の期間内」に「適当な措置を行った」ことをどのように知らされるのかは明らかではない。さらに（d）の要件は、人の生命、身体への危害に限定し、かつ現に危害が発生しているか、急迫した危険があることを必要としており、極めて限定的である。

このような報告書にいう外部への通報の保護要件は、結局のところ、公益通報者によって提供される情報を事業者内部と行政機関のみに集中させる仕組みとなっている。しかし、特にわが国の企業風土に照らせば、事業者内部に通報をすれば事業者から有形無形の圧力を受けるおそれがあり、産業育成を主とした日本の行政システムに鑑みれば、行政機関への通報に対して行政が適切に対応すると信頼することはできない。

事業者内部や行政機関への通報が機能するためには、その監視が不可欠であり、行政機関以外の外部への通報が保護される仕組みを伴うことが必要である。とりわけ、マスコミへの通報がその必要に応じて保護されることが欠かせない。また、報告書のように外部通報の保護要件を、具体的かつ限定的に定め、これらの要件を満たさない外部への通報が保護されないおそれのある制度を整備することは、むしろ公益通報者を萎縮させることになり、消費者への重要な情報提供を妨げ、社会の透明性を高める要請にも逆行し、消費者利益等の擁護が図られないことになり、公益通報者保護制度を設ける制度目的に反するものである。

（４）保護を受ける主体の範囲

当該団体等の職員や労働者が保護を受ける主体に含まれること、及びこれらの者の中にパート労働者が含まれるべきことは当然である。

また、契約社員、派遣労働者、下請・協力事業者の労働者等、事実上団体等の指揮・監督に服し、実質的に従業員と同様の立場の者も保護の対象とされなければならない。

さらに、団体等の役員は、その団体等の情報を最もよく知りうる立場にあり、内部通報による団体等からの不利益も受けやすい立場にあるため、保護の対象とする必要がある。退職者（役員の退職者も含む）も、退職金や退職年金の支給等において不利益を受けるおそれがあるので、対象とすべきである。

その団体等との取引等によって対象となる情報を知った者も、不当な取引打ち切りなどの不利益を受けることが考えられるので、含むこととすべきである。

報告書は、保護対象者として「事業者に雇用されている労働者」のみをあげ、「元労働者、派遣労働者等の取扱いなど、対象となる労働者の範囲については、さらに検討する必要がある」とするにとどめているが、不十分である。公益のための通報によって団体等から不利益を被るおそれのある者については、広く保護の対象としなければ、公益通報保護の目的は達成できない。

（５）保護の内容

上記の各要件を満たす通報については、本制度による保護を受けることとなるが、保護の内容はどのようなものとすべきかが極めて大切である。この点については、保護を受ける通報の主体ごとに見ていく必要がある。

①　団体等の職員、労働者（パート・アルバイトを含む）

公益通報を行ったことにより、解雇、懲戒、不利益な配置転換、昇級・昇格差別等の人事上の措置、その他業務に従事させない、専ら雑役に従事させる、職場でのいじめ等雇用環境等に関する事実上の措置を含め、一切の不利益的な取扱いをしてはならないことは当然である。即ち、解雇は無効とし、その他の上記のような法律上、事実上の不利益取り扱いは全て禁止する必要がある。

わが国において、通報者保護の企業文化ないしは社会的風土が根付いているとは言えず、組織内の密室において通報者がこうした不利益を受けるおそれが高い。したがって、団体等が公益通報者に対して不利益な取扱いを行った場合には、当該団体等に対して刑事罰を課すことにより､そのような行為を抑制する必要性が大きい。

また、通報者が通報したことによって、刑事責任を追及されたり民事上の損害賠償等の責任を問われるおそれがあれば、通報は事実上不可能となる。本要綱の要件を満たす公益通報をしたことについて、刑事上、民事上の責任は、問われないことを明記する必要がある（正当な争議行為を刑事的にも民事的にも免責する労働組合法の規定を参照)。

②　契約社員、派遣労働者、下請・協力事業者の労働者

公益通報を行ったことによる契約社員との契約の解除、当該派遣労働者に関する派遣事業者との派遣契約の解除や派遣元による解雇、下請・協力事業者による当該労働者の解雇は無効とし、その他法律上、事実上の一切の不利益的取扱いも禁止する必要がある。この場合、団体等のみでなく、通報者と労働契約を結んでいる、派遣事業者、下請・協力事業者による解雇や不利益な取扱いも禁止することも含まれる。

通報者が、公益通報をしたことについて、刑事上、民事上の責任を問われないことも、①の労働者の場合と同様である。

③　団体等の役員、及び、退職者（役員を含む）

公益通報を行ったことに関して一切の法律上、事実上の不利益な取扱いをしてはならない。したがって、退職者につき、退職金の支給や企業年金等において不利益な取扱いをすることは禁止される。

また、上記①、②と同様、通報者が公益通報をしたことについて、刑事上、民事上の責任を問われないことは、①、②と同様である。

④　団体等との取引等によって通報の対象となる情報を知った者

通報を行ったことによる取引等の契約解除は無効とする必要がある。

通報者が、公益通報をしたことについて、刑事上、民事上の責任を問われないことは、①、②、③と同様である。

⑤　これらの保護に加えて、通報者が、法律上又は契約上守秘義務を負う場合であっても、本制度による通報を妨げないものとすべきである。通報したことが法律上又は契約上の守秘義務違反に当たるとしてその責任を問われることとなると、通報が抑止され、公益通報者保護制度は有名無実となる。そこで、上記各要件を満たす場合には、公益通報に必要な範囲において、刑事上、民事上免責されることとすべきである。

しかし、職務の性質上高度の守秘義務を負い、刑法や特別法で秘密漏示を禁じられている弁護士、公認会計士、税理士、医師、薬剤師、公証人等一定の職業に就く者が、団体などとの信頼関係に基づく取引において、職務上知った秘密については、刑事上、民事上の免責の対象から除外すべきである。

（６）報告書の保護要件と一般法理による保護について

ところで、報告書は、そのとりまとめの最終日において、４８頁に（６）として「本制度の対象とならない通報については、一般法理に基づき、個々の事案ごとに、通報の公益性等に応じて通報者の保護が図られるべきであり、制度の導入により反対解釈がなされることがあってはならない」との記述を加えた。しかしながら、とりわけ、同報告書が示すような事業者外部への通報が適切である場合（上記（３）の③の中で引用した報告書記載の保護要件であるＢの（a）ないし（d））を保護される外部通報の具体的要件として列挙した場合には、保護されるべき通報手続を示した基準として機能し、かかる要件を満たさない外部通報を一般法理で保護することを制限するものとなりかねない。

したがって、外部通報の保護については、通報の対象となった団体等の行為の内容、消費者利益等又は人の生命、身体、財産、環境への侵害、危険の程度、通報先、通報者がその外部通報先に通報するに至った事情等の諸々の事情を考慮し、当該外部通報先への通報が相当であること、又は労働者等が通報時において相当であると信じるに足る合理的理由があること、といった抽象的・包括的な規定を置き（製造物責任法における「欠陥」の定義規定を参照）、個々の事例において個別に、上記諸事情を考慮して判断していくことが、公益通報に対して一般法理に基づく保護を不当に狭めないために必要である。

（７）その他

① 使用者と労働者との契約等によって、使用者が従業員に対し守秘義務を負わせて、公益通報を妨げることも予想される。そこで、使用者等と従業員等の間の公益通報を妨げる結果となる守秘義務を負わせる条項は、無効とすべきである。

② また、通報者の氏名、住所等、通報者が特定されるおそれのある情報の保護は特に重要である。法的保護制度を充実させても、通報者を特定しうる情報が開示されると、事後的に嫌がらせや事実上の不利益な取扱い等を受けることになりかねず、公益通報を極度に萎縮させることになる。そこで、匿名による通報であっても保護されることを明らかにし、通報者の氏名、住所等通報者が特定されるおそれのある情報については絶対的に保護されなければならず、情報公開法においても非開示事由とする必要がある。

③ さらに、公益通報の文化が十分育っていないわが国においては、意識的に公的通報を奨励するのも一方策である。そのためには、通報者が違法行為に加わっている場合においても、本制度による通報をした場合には、情状により、行政処分の減免をできることとすべきである。

以　上